



島根県報

平成18年 3 月31日 (金)
号外 第 40 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

人委規則

職員の分限の手続に関する規則の一部を改正する規則	1
職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	1
県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則	2
島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則	3

人委細則

職員の任用に関する細則の一部を改正する細則	3
-----------------------	---

人 事 委 員 会 規 則

職員の分限の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第12号

職員の分限の手続に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限の手続に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（医師の指定）

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の規定により指定する医師のうち 1 名は、国立大学法人、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人労働者健康福祉機構が設置する医療機関又は医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の医師でなければならない。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（休職期間の通算）

第 3 条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされた職員が、条例第 3 条第 3 項の規定により復職した後 1 年以内に、再び同一の負傷又は疾病のため同号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その者の休職期間は、当該復職前後の休職の期間を通算するものとする。ただし、負傷又は疾病の状況等により通算することが適当でないと人事委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第13号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号中「昭和25年法律第261号」の次に「以下「法」という。」を加える。

第3条の3を次のように改める。

（私傷病による休暇）

第3条の3 条例第7条第1項ただし書の人事委員会規則で定める負傷又は疾病は、次のとおりとする。

- (1) 精神疾患
- (2) 悪性新生物
- (3) 脳血管疾患
- (4) 心筋こうそく
- (5) 慢性肝炎又は肝硬変
- (6) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が特に必要と認めた負傷又は疾病

第3条の3の次に次の1条を加える。

第3条の4 条例第7条第1項の規定により休暇を与えられた職員が再び勤務するに至った後1年（法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた期間を除く。）以内に再び同一の負傷又は疾病による休暇を受けようとする場合における条例第7条第1項の規定の適用については、再び勤務するに至った前後の休暇の期間を通算するものとする。ただし、負傷又は疾病の状況等により通算することが適当でないと人事委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第14号

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号中「昭和25年法律第261号」の次に「以下「法」という。」を加える。

第3条の3を次のように改める。

（私傷病による休暇）

第3条の3 条例第8条第1項ただし書の人事委員会規則で定める負傷又は疾病は、次のとおりとする。

- (1) 精神疾患
- (2) 悪性新生物
- (3) 脳血管疾患
- (4) 心筋こうそく
- (5) 慢性肝炎又は肝硬変
- (6) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が特に必要と認めた負傷又は疾病

第3条の3の次に次の1条を加える。

第3条の4 条例第8条第1項の規定により休暇を与えられた職員が再び勤務するに至った後1年（法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた期間を除く。）以内に再び同一の負傷又は疾病による休暇を受けようとする場合における条例第8条第1項の規定の適用については、再び勤務するに至った前後の休暇の期間を通算するものとする。

る。ただし、負傷又は疾病の状況等により通算することが適当でないとして人事委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、平成18年 7月 1日から施行する。

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第15号

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則（平成16年島根県人事委員会規則第 4号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「主事」を「主任、主任主事又は主事」に改め、同条第 2 項中「主査、主幹、主任又は主任主事」を「調整監、主幹又は企画員」に改め、同条第 6 項中「主査」を「調整監」に改め、同条第 7 項中「主幹」を「主幹、企画員」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

職員の任用に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成18年 3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第 2 号

職員の任用に関する細則の一部を改正する細則

職員の任用に関する細則（昭和28年島根県人事委員会細則第 1号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「 4 級」を「 3 級」に改める。

別表中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号を削り、第 7 号を第 4 号とし、第 8 号を第 5 号とし、第 9 号を削り、第10号を第 6 号とし、第11号を第 7 号とし、第12号から第14号までを削り、同表に次の 2 号を加える。

8 研究員

9 学芸員

附 則

この細則は、平成18年 4月 1日から施行する。

